

茨城県森林病虫害等の薬剤による防除実施基準

- 1 茨城県森林病虫害等の薬剤による防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

茨城県において、森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準（平成16年2月4日付け15林整保第180号林野庁長官通知）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域のうち、松くい虫の駆除及びまん延の防止のために特別防除を行うことのできる森林の区域を別表のとおり定める。

- 2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

- (1) 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこととする。
- (2) 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔の保持、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等についての周辺住民等への周知徹底等の対策を行うものとする。
特に、海岸部にあつては、釣り等に訪れる者が多く、薬剤散布による自動車塗装への危被害のおそれがあるので、当日は、散布地周辺の駐車場の閉鎖や駐車車両の移動などの措置をとるとともに万一薬剤がかかった場合は、できるだけ早く水洗いをするなど利用者への危被害の防止対策の周知を徹底することとする。
- (3) 鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも考慮の上、定時に発着する交通機関の通過時中の特別防除の中止、道路等の交通規制、う回等通学誘導、入場規制等の必要な対策を行うこととする。

- 3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特別防除により漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に蚕児、農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動、水産種苗の放流時期との調整等の十分な被害防止対策等を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るよう努めるものとする。

- (1) 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は微量であっても、蚕に対して極めて有害であることから、周囲に桑園が点在している地域で散布する場合に当たっては、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに蚕室を被覆し、薬剤の飛散・流入を防ぐこととする。

また、危被害を防止するため、桑園に薬剤の飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し、桑葉への薬剤の飛散による付着のおそれがあると認められた場合には、少数の蚕児に試食を行わせ、安全を確認するとともに、その結果に異常が認められるときは、当該桑園の桑葉の給与は行わず、安全な自家桑葉又は買桑葉によって不足分を補うようにする等の対策を行うこととする。

(2) 養蜂関係

養蜂の計画は、県内における定飼の場合及び県内から県内への転飼の場合は、みつばち飼育者の住所地を所管する県地方総合事務所あてに届出があり、県外から県内への転飼の場合は、県畜産課あてに申請があることから、薬剤の散布による蜂群への危被害を防止するため、該当の県農林事務所畜産主務課と十分協議するものとする。

また、薬剤散布に当たっては、散布日程等を事前に養蜂業者に連絡し、巣箱の安全な場所への一時移動、巣箱の被覆、冷却等適切な被害防止措置を講ずるよう指導するなど危被害の未然防止に努めることとし、散布期日の変更も考え養蜂業者との連絡方法を確認するなどの措置を講ずることとする。

さらに、自家用に採蜜を行っている者、花粉交配に利用している者等もあることから、市町村広報等により散布日程等を周知するとともに、巣箱の軒先等の安全な場所への一時移動、巣箱の被覆、冷却等適切な被害防止対策を講ずるよう指導に努めるものとする。

(3) 農作物関係

農作物の栽培地が周囲に存在する地域での散布に当たっては、栽培地から十分距離をとるとともに、散布地の地理的条件、気象条件、散布方法、収穫までの日数などによりその影響も異なることから、現地において事前に十分協議することとする。

また、有機農産物等に関する認証制度を踏まえ、有機農産物等の生産を希望する農家に十分配慮し、散布区域、散布除外区域を設定するとともに、危被害が生じないよう散布方法等について十分注意する。

(4) 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないよう十分距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導することとする。特に鶏はヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回をさけるよう作業開始前に操縦士と十分打合せすることとし、散布直後は、河川等の水を飲ませないよう指導することとする。

(5) 漁業関係

水産動物の増養殖場等が散布区域の周辺に存する場合には、水産動物又はその養殖施設等の一時移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等被害防止に万全を期すこととする。

4 その他松くい虫の薬剤による防除に関する事項

(1) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案のうえ、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

ア 散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄化場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成することとする。

イ 散布を開始する前には、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの地図に基づき、地上及び空中から、散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄化場等並びに航空機の飛行の障害物の位置並びに当該標識の設置状況を十分に確認することとする。

ウ 散布は、散布除外区域に散布することがないように、風向、風速等に十分注意し、かつ、イの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は、直ちに散布を中止することとする。

エ 降雨中、降雨直後は散布薬剤が枝に定着しにくく、また、散布直後の降雨も薬剤の定着を妨げ予防効果を低下させるので、降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときは散布を行わないこと。また、霧のときは標識の確認が困難になるなど、散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布を行わないこととする。

- (2) 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、林業技術センター、農業総合センター、水産試験場等の試験研究機関、家畜保健衛生所等に連絡し、協力を依頼するものとする。また、天候等の関係で実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡するものとする。
- (3) 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止しその原因の究明に努めるとともに、適切な補償、地域住民等関係者への原因説明など適切な事後措置を講ずるものとする。
- (4) 1の特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外で地上からの薬剤による防除が必要なものについては、地上から薬剤による防除を適切に実施するものとする。
- (5) 森林病虫害等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に努め、特別防除の効果の確保を図るものとする。

別表

所在地		面積 (ha)	区 域	
郡市名	町村名			
北茨城市	—	22	118林班 157林班	5~9, 26~28小班 22, 28, 36, 39, 46, 48, 49, 51, 55, 60, 63, 65, 67, 69, 72, 78, 94, 95, 99, 101, 102, 115~117, 120, 121, 127~129, 139, 140, 142~144, 146~148, 150, 151, 153~157, 159~163, 166, 167, 180, 191, 193小班
東茨城郡	大洗町	31	1林班 5林班 9林班	8小班の一部, 9小班の一部, 24小班の一部 33小班の一部 51小班
那珂郡	東海村	29	13林班	59~61, 155, 156小班
鉾田市	—	29	17林班 18林班 22林班 24林班	76, 96, 168小班 140小班 130小班 94小班
計		111		